

社会福祉法人是真会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人是真会の役員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費又は何れかを支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)	実費弁償費 (日額)
理 事 会 出 席 報 酬 等	5 0 0 0 円	5 0 0 0 円

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、4項により報酬及び実費弁償費又は何れかを支払うことができる。

2 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、4項により報酬及び実費弁償費又は何れかを支払うことができる。

3 監事が理事会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合及び法人の運営上必要な業務にあたった場合は、4項により報酬及び実費弁償費又は何れかを支払うことができる。

4 本条1項から3項の額は次による。

名 称	報 酬	実費弁償費	備 考
理事長業務報酬等 (日額)	5 0 0 0 円	5 0 0 0 円	
理事業務報酬等 (日額)	5 0 0 0 円	5 0 0 0 円	
監事業務報酬等 (日額)	5 0 0 0 円	5 0 0 0 円	
監事監査指導報酬等 (日額)	5 0 0 0 円	5 0 0 0 円	

5 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第5条 役員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅 費	宿泊費（日額）	報酬（日額）	そ の 他
実 費	8 0 0 0 円	5 0 0 0 円	実 費

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(各年度の総額)

第6条 各年度における、役員等報酬の拠出総額は30万円以内とする。

(兼務役員)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(報酬・費用の支給)

第8条 本規程の報酬及び実費弁償費は、通貨にて都度、直ちに支給する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

令和7年4月1日 一部改訂（第8条の追録）

社会福祉法人是真会 評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人是真会の評議員の報酬等について定めるものである。

(評議員会の出席報酬等)

第2条 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費又は何れかを支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第3条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

名 称	報 酬 (日額)	実費弁償費 (日額)
評議員会出席報酬等	5 0 0 0 円	5 0 0 0 円

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(評議員の勤務報酬等)

第3条 評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、2項により報酬及び実費弁償費又は何れかを支払うことができる。

2 本条の額は次による。

名 称	報 酬	実費弁償費	備 考
評議員業務報酬等 (日額)	5 0 0 0 円	5 0 0 0 円	

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第4条 評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅 費	宿泊費 (日額)	報酬 (日額)	そ の 他
実 費	8 0 0 0 円	5 0 0 0 円	実 費

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(報酬・費用の支給)

第5条 本規程の報酬及び実費弁償費は、通貨にて都度、直ちに支給する。

附 則

この規程は、平成２９年４月１日より適用する。

令和７年４月１日 一部改訂（第５条の追録）

社会福祉法人是真会 評議員選任・解任委員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人是真会の評議員選任・解任委員の報酬等について定めるものである。

(評議員選任・解任委員会の出席報酬等)

第2条 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費又は何れかを支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第3条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

名 称	報 酬 (日額)	実費弁償費 (日額)
評議員選任・解任委員会出席報酬等	5 0 0 0 円	5 0 0 0 円

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(評議員選任・解任委員の勤務報酬等)

第3条 評議員選任・解任委員が、評議員選任・解任委員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、2項により報酬及び実費弁償費又は何れかを支払うことができる。

2 本条の額は次による。

名 称	報 酬	実費弁償費	備 考
評議員選任・解任委員業務報酬等 (日額)	5 0 0 0 円	5 0 0 0 円	

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第4条 評議員選任・解任委員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅 費	宿泊費 (日額)	報酬 (日額)	そ の 他
実 費	8 0 0 0 円	5 0 0 0 円	実 費

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(各年度の総額)

第5条 各年度における、評議員選任・解任委員の報酬の拠出総額は10万円以内とする。

(支給)

第6条 本規程の報酬及び実費弁償費は、通貨にて都度、直ちに支給する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

令和7年4月1日 一部改訂（第6条の追録）